官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○日本学術会議法附則第七条第二項に規定する内閣府令で定める事項を定める内閣府令（内閣府九〇）　二
〔省　令〕
○生活保護法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇一）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（法務一二四）　二
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一五三一）　二
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一五三）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通九四一、九四二、九四五）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同九四三、九四四）　四
○直轄砂防工事を施行する件（同九四六）　五
○船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件（同九四七）　五
○道路に関する件（中国地方整備局七五～七七）　五
○道路に関する件（九州地方整備局一一八、一一九）　五
〔国会事項〕
内閣　内閣府　五
〔人事異動〕
内閣　内閣府　五
〔叙位・叙勲〕　五
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
官庁事項
中国地方整備局公示（中国地方整備局）
労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　六
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一一七）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分、令和七年度公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録の申請及び登録の更新関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　三〇

府　令

○内閣府令第九十号

日本学術会議法（令和七年法律第七十号）附則第七条第二項の規定に基づき、日本学術会議法附則第七条第二項に規定する内閣府令で定める事項を定める内閣府令を次のように定める。

令和七年十月十五日

内閣総理大臣　石破　茂

日本学術会議法附則第七条第二項に規定する内閣府令で定める事項を定める内閣府令

日本学術会議法（令和七年法律第七十号。以下「法」という。）附則第七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法附則第三条第一項に規定する会員予定者（以下「会員予定者」という。）の候補者の選考の基準及び方法

二　法附則第七条第三項に規定する措置の実施に関する事項

三　法附則第七条第四項に規定する会員予定者の候補者の構成についての配慮に関する事項

四　候補者選考委員会に置かれる部会（以下「部会」という。）の研究分野の別

五　部会が行う研究又は業績の審査の基準及び方法

六　部会が優れた研究又は業績があると認めた科学者のうちから会員予定者の候補者を選考するための基準及び方法

七　会員予定者の候補者の研究分野別の選考人数の見込み

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（この府令の失効）

2　この府令は、令和八年九月三十日限り、その効力を失う。

省　令

○厚生労働省令第百一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和七年法律第三十五号。以下「地方分権一括法」という。）の施行に伴い、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八十四条の規定に基づき、生活保護法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

生活保護法施行規則の一部を改正する省令

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（変更等の届出）	（変更等の届出）
第十四条　（略）	**第十四条**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　法第五十四条の二第三項に規定する別表第二指定介護機関（介護予防・日常生活支援事業者に限る。）について、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十二の三第二項第四号から第六号までの規定による届出があつたときは、当該届出に係る事由のうち法第五十四条の二第六項において準用する法第五十四条の二の規定による届出をすべき事由に相当するものに基づく届出があつたものとみなす。	（新設）

様式第二号中「6　（略）」を「6・7　（略）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の生活保護法施行規則第十四条第五項の規定は、地方分権一括法による改正後の生活保護法別表第二の第一欄に掲げる介護機関（介護予防・日常生活支援事業者に限る。）であって、地方分権一括法第六条の規定の施行の際現に生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けているもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたもの及び生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）附則第六条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）についても適用する。

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

その他告示

○法務省告示第百二十四号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十月十五日

法務大臣　鈴木　馨祐

認証紛争解決事業者の名称及び住所

公益社団法人家庭問題情報センター

東京都豊島区西池袋二丁目二十九番十九号池袋ＫＴビル十階

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第十五号に係る変更

変更の認証年月日

令和七年十月三日

○農林水産省告示第千五百三十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十月十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	2,600
（略）	（略）

三　（略）
第六～第八　（略）

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	1,900
（略）	（略）

三　（略）
第六～第八　（略）

○経済産業省告示第百五十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和七年十月十五日

経済産業大臣　武藤　容治

災害名	地域		指定の期間
令和七年台風第十五号等に伴う災害	静岡県	静岡市 伊東市 島田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御前崎市 菊川市 牧之原市 榛原郡吉田町	令和七年九月五日から令和八年一月十四日まで

○国土交通省告示第九百四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　沼山沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

秋田県横手市大沢の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十二年国土交通省告示第二百八十九号で指定した土地の区域及び平成二十六年国土交通省告示第七百二十三号で指定した同号に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	39°18′21.2269″	140°35′52.5861″
2	39°18′22.6695″	140°35′54.0322″
3	39°18′21.5735″	140°35′56.6973″
4	39°18′21.2857″	140°35′56.7332″
5	39°18′19.6009″	140°35′54.6766″
6	39°18′19.9540″	140°35′54.1786″
7	39°18′20.1170″	140°35′53.7775″
8	39°18′20.6303″	140°35′53.3021″

○国土交通省告示第九百四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　長田町西側の沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県周南市長田町
　三九番一六　一号、二号及び十九号
　三九番七　四号及び五号
　三九番一三　六号、七号及び九号
　二七番三六　八号
山口県周南市大字福川
　字長田　一〇五七六番二八　三号
　一〇五七六番二〇　十号及び十一号
　二一一八番　十二号から十四号まで
　一〇六八四番　十五号及び十六号
　二一一七番　十七号及び十八号

○国土交通省告示第九百四十三号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
　令和七年十月十五日
　　国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　小河内川（四徳）
二　砂防法第二条の土地の表示
　長野県上伊那郡中川村四徳の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十五年建設省告示第百八十号で指定した土地の区域及び平成十七年国土交通省告示第三百四号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°38′35.9130″	138°00′56.6993″
2	35°38′37.1110″	138°00′58.5772″
3	35°38′34.5543″	138°00′58.7568″
4	35°38′34.4279″	138°00′57.8302″
5	35°38′34.4989″	138°00′57.5582″
6	35°38′34.5560″	138°00′57.3396″
7	35°38′35.2078″	138°00′57.1657″

○国土交通省告示第九百四十四号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
　令和七年十月十五日
　　国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　小河内川（四徳第二）
二　砂防法第二条の土地の表示
　長野県上伊那郡中川村四徳の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十七年国土交通省告示第三百四号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°38′41.4032″	138°00′38.5629″
2	35°38′41.5498″	138°00′42.2149″
3	35°38′40.2782″	138°00′45.4888″
4	35°38′39.3381″	138°00′48.4886″
5	35°38′37.3937″	138°00′49.8108″
6	35°38′38.6994″	138°00′45.2445″
7	35°38′37.9534″	138°00′43.3128″
8	35°38′39.0890″	138°00′41.1314″
9	35°38′40.4967″	138°00′38.6315″

○国土交通省告示第九百四十五号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　令和七年十月十五日
　　国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　小河内川（四徳第三）
二　砂防法第二条の土地の表示
　長野県上伊那郡中川村四徳の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十七年建設省告示第千二百八十三号で指定した小河内川に掲げる土地の区域及び平成十七年国土交通省告示第三百四号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°38′45.2415″	138°00′20.2291″
2	35°38′45.9538″	138°00′21.5808″
3	35°38′46.2625″	138°00′26.7122″
4	35°38′46.0654″	138°00′28.7893″
5	35°38′44.4572″	138°00′30.4354″
6	35°38′43.4798″	138°00′36.4222″
7	35°38′42.8377″	138°00′36.0292″
8	35°38′42.5736″	138°00′29.0690″
9	35°38′43.4346″	138°00′24.8048″

○国土交通省告示第九百四十六号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。
　令和七年十月十五日
　　国土交通大臣　中野　洋昌

一　小河内川（四徳第三）
　長野県上伊那郡中川村四徳の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第二千四十六号で指定した同号二に掲げる土地の区域及び平成十七年国土交通省告示第三百四号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°38′45.2415″	138°00′20.2291″
2	35°38′45.9538″	138°00′21.5808″
3	35°38′46.2625″	138°00′26.7122″
4	35°38′46.0654″	138°00′28.7893″
5	35°38′44.4572″	138°00′30.4354″
6	35°38′43.4798″	138°00′36.4222″
7	35°38′42.8377″	138°00′36.0292″
8	35°38′42.5736″	138°00′29.0690″
9	35°38′43.4346″	138°00′24.8048″

○国土交通省告示第九百四十七号

　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。
　令和七年十月十五日
　　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
ヤマハ熊本プロダクツ株式会社	熊本県八代市新港町４丁目８番地	船外機（連続最大出力が56キロワット以下のものに限る。）	令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

○中国地方整備局告示第七十五号

　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、令和七年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
　　令和七年十月十五日
　　中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十四号	雲南市三刀屋町三刀屋二六番二から同市三刀屋町三刀屋五一番一まで	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月十五日

○中国地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十月十五日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号及び四百三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
廿日市市宮島口一丁目九〇九二番から同市宮島口一丁目九〇九一番一まで	前	一二・五四～一三・八二メートル
	後	一九・〇〇～一九・九〇キロメートル〇・〇九二

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十五日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号及び四百三十三号	廿日市市宮島口一丁目九〇九二番から同市宮島口一丁目九〇九一番一まで	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月十五日

○九州地方整備局告示第百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十五日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
阿蘇市一の宮町坂梨字福原八一四番一号から同市一の宮町坂梨字新屋敷六一五番一号まで	前	一二・六四～二三・七二メートル〇・二〇三キロメートル
	後	一四・一六～三四・二二〇・二〇三

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十五日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十七号	阿蘇市一の宮町坂梨字福原八一四番一号から同市一の宮町坂梨字新屋敷六一五番一号まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月十五日

国会事項

衆議院

訂正

十月二日、政治資金規正法の一部を改正する法律案（第二百十六回国会衆法第九号）の提出者「大串博志外七名」を「大串博志外八名」に訂正する。

人事異動

内閣

財務官　三村　淳

（国際局次長）財務事務官　今村　英章

（大臣官房審議官）同　細田　修一

（日本銀行理事）清水　誠一

（国際通貨基金理事）財務事務官　水口　純

（国際復興開発銀行理事）同　陣田　直也

国際通貨基金第八十次年次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

国際復興開発銀行第八十次年次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

国際金融公社第六十九次年次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

国際開発協会第六十五次年次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

期間は令和七年十一月一日までとする（各通）

財務官　三村　淳

（国際局次長）財務事務官　今村　英章

（大臣官房審議官）同　細田　修一

（国際復興開発銀行理事）同　陣田　直也

多数国間投資保証機関第三十九次年次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

期間は令和七年十一月一日までとする（各通）（以上十月十日）

内閣府

會田　雅人　久我　尚子　後藤　玲子（磯崎　玲子）

西郷　浩　佐藤　香（益子　香）

白塚　重典　菅　幹雄　津谷　典子

富田　敬子　長谷川秀司　福田　慎一

二村真理子　松村　圭一

統計委員会委員に任命する（各通）（十月十四日）

叙位・叙勲

○叙位

（静岡大学名誉教授）

正四位に叙する　水品　静夫

正五位に叙する　竹下　紀幸

従五位に叙する　郷　勝征

多井中辰夫　田淵　憲治

福田　義興　古澤　勝也

正六位に叙する（各通）　中山　賢二

安里　庸利　門脇　節夫　宮崎　松夫

寺内　進　廣瀬　正孝　窪田　信博

松本　伸介　三島　啓之　藤本　實

従六位に叙する（各通）　山崎　雅明

井上　六郎　三室　源次

正七位に叙する（各通）　宮田　政輝

従七位に叙する（以上九月八日）

（防衛医科大学校名誉教授）　六反田　亮

従四位に叙する　上口　勝弘

正五位に叙する（各通）　松田　更一

井谷　英世　折本　明

鳥海　治郎　西岡　尚之

従五位に叙する（各通）

岩城　徳男　垰　尚志　横山　敏明

正六位に叙する（各通）

池端　良仁　市原　安明　金子　和男

菊地　善信　高橋　勇一　道下　和彦

山城　将広　横山　正男

従六位に叙する（各通）　鈴木　定雄　多勢　明

正七位に叙する（各通）

紺野　定治　田代　克巳　樋口　光

従七位に叙する（各通）（以上九月九日）

（東京大学名誉教授）　鈴木　増雄

従四位に叙する　榎本　與助

従五位に叙する　小川　明夫

正六位に叙する（各通）　畑　宏明

川崎　司　小島　幸江　佐藤　太一
三井　武彦　八板　修
従六位に叙する（各通）
浅見　謙二　大沼　潤　原野　中
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上九月十日）
渡邊純一郎
従四位に叙する（九月十一日）
阿部　昭武
従五位に叙する（各通）
徳永　春好
従六位に叙する（以上九月十二日）
井上　利男
松本　光雄
従六位に叙する（九月十四日）

○叙勲

旭日双光章を授ける（九月八日）
中山　賢二
早野　貫一
藤井　一良
旭日単光章を授ける（各通）（九月九日）
榎本　與助
旭日小綬章を授ける
新谷　保雄
旭日単光章を授ける（以上九月十日）
古田島祐豊
五十嵐年和
旭日単光章を授ける（各通）（九月十一日）
井上　利男
旭日双光章を授ける

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十五日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　占用を制限する区域

区域	備考
鳥取市気高町宝木字母木高濱一五六二番三九から同市気高町宝木字母木高濱一五六二番一九まで	
鳥取県岩美郡岩美町大字恩志字桑谷一三八番二から同町大字恩志字桑谷一四二番一まで	
鳥取市千代水三丁目一三七番から同市千代水三丁目一三〇番まで	

(四)　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日

令和七年十月十五日

(七)　図面縦覧場所

中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、スペインの国祭日につき、十月十日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

齋藤　貢　関町　芳弘
旭日単光章を授ける（各通）（以上九月十二日）
郷　勝征
瑞宝小綬章を授ける
多井中辰夫
福田　義興　松本　伸介　宮崎　松夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
田淵　憲治　寺内　進
宮田　政輝　山崎　雅明
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月八日）
池端　良仁　市原　安明　上口　勝弘
高橋　勇一　田代　克巳　山城　将広
瑞宝双光章を授ける（各通）
菊地　善信　多勢　明　道下　和彦
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月九日）
佐藤　太一　畑　宏明　原野　中
瑞宝双光章を授ける（各通）
浅見　謙二　菊池　久志　笹沢　誠
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十日）
渡邉　嘉藏
瑞宝双光章を授ける（九月十二日）

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十九号
(三)　占用を制限する区域

区域	備考
鳥取県八頭郡八頭町桜ヶ丘字沖穴田一三六五番一から同町安井宿字家ノ前四七九番八まで	
鳥取県八頭郡八頭町徳丸字下郡原六三〇番一から同町徳丸字下郡原六三一番二まで	

(四)　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日

令和七年十月十五日

(七)　図面縦覧場所

中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年10月15日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和７年９月16日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＭＣＣ　岩橋　良太　福島県双葉郡双葉町大字両竹字稲荷迫　248－３　国土交通大臣許可（特－03）第24354号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年９月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

令和７年度公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録の申請及び登録の更新について

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号）第３条第５項の規定により、次のとおり公告する。

令和７年10月15日

国土交通大臣　中野　洋昌

１　申請書の提出期間　令和７年10月16日から令和７年11月18日まで

２　その他申請にあたっての必要な事項は、国土交通省大臣官房技術調査課のホームページに掲載する「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録申請の手引き」及び「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録更新の手引き」を参照のこと。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告
失踪に関する届出の催告
失踪宣告
失踪宣告取消
除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可決定

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１００４号
千葉県市原市五井中央西３丁目８番地13
清算株式会社　久松フーズ株式会社
代表清算人　鎗田　眞徳
１　決定年月日　令和７年９月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第２０６７号
東京都千代田区紀尾井町４番１号ニューオータニビジネスコート10階
清算株式会社　株式会社セーフティ・サービス
代表清算人　棚橋　章紀
１　決定年月日　令和７年９月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２８号
京都市中京区両替町通御池上る龍池町449番地１
清算株式会社　株式会社エムズホテルマネジメント
代表清算人　辻井　康平
１　決定年月日　令和７年９月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

令和７年（ヒ）第４号
兵庫県淡路市岩屋3559番地の４
清算株式会社　株式会社大塩商事
代表清算人　大塩　茂彰
１　決定年月日　令和７年９月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所洲本支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０３１号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社　株式会社ダイエー
１　決定年月日　令和７年９月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００１号
神奈川県秦野市上大槻字下モ田388番地
清算株式会社　株式会社荒井ベジアス
１　決定年月日　令和７年９月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１７号
京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町623
清算株式会社　株式会社たんばら園
代表者清算人　南川　昌孝
１　決定年月日　令和７年９月22日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に、別紙記載の協定債権額のうち0.0301204％の金員（１円未満は四捨五入）を弁済する。
２　前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて、本件協定債権者に対し弁済する。この場合において、本件協定債権者が第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
５　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
（別紙省略）
以上
京都地方裁判所第５民事部

監督命令

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

令和７年（再）第１号
石川県七尾市田鶴浜町ト部61番地
再生債務者　株式会社ピーエフＥ
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式４万株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が出資の履行をした日。なお、再生債務者が取得した株式は、取得後全て消却する。
３　減少する資本金の額　資本金2000万円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が出資の履行をした日
５　募集株式の数　普通株式４万株
６　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金500円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　再生計画認可決定が確定した日から１か月
８　増加する資本金の額　金2000万円（１株につき500円）
９　増加する資本準備金の額　金０円
令和７年９月29日　金沢地方裁判所七尾支部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月九日
掲載頁　八十六頁（号外第八十号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月九日
掲載頁　八十六頁（号外第八十号）

令和七年十月十五日

東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号
（甲）マーケティングパートナー株式会社
代表取締役　権田　真司

東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号
（乙）グローバルペットニュートリション株式会社
代表取締役　権田　真司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日としております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十六日
掲載頁　六十二頁（号外第六十五号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十五日
掲載頁　四十頁（号外第六十三号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十五日
掲載頁　四十頁（号外第六十三号）

（丁）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十七日
掲載頁　四十八頁（号外第六十七号）

令和七年十月十五日

東京都港区東新橋一丁目八番一号
（甲）株式会社電通プロモーションプラス
代表取締役　今井　志保（藤　志保）

東京都港区東新橋一丁目八番一号
（乙）株式会社電通プロモーションエグゼ
代表取締役　舟橋　由高

東京都港区東新橋一丁目八番一号
（丙）株式会社電通リテールマーケティング
代表取締役　鬼頭　一太

東京都港区東新橋一丁目八番一号
（丁）株式会社電通ｔｅｍｐｏ
代表取締役　山住慎太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/0/m039/index.html

（乙）http://www.43104kanri.com/

令和七年十月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館
（甲）Ａｐａｍａｎ　Ｐｒｏｐｅｒｔｙ株式会社
代表取締役　金勝　利之

札幌市北区北七条西五丁目五番地三札幌千代田ビル
（乙）スミタスパートナー株式会社
代表取締役　石田　昭夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/0/m039/index.html

掲載　官報

掲載の日付　令和七年二月二十五日

掲載頁　八十九頁（号外第三十六号）

令和七年十月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館

（甲）Ａｐａｍａｎ　Ｐｒｏｐｅｒｔｙ株式会社

代表取締役　金勝　利之

山梨県甲斐市玉川三七番地一

（乙）株式会社ディー・プラン

代表取締役　石田　昭夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、甲の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和七年九月三十日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.softbanktech.co.jp/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二二〇頁（号外第一六九号）

令和七年十月十五日

東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号

（甲）ＳＢテクノロジー株式会社

代表取締役　阿多　親市

東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号

（乙）リデン株式会社

代表取締役　上原　郁磨

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月二十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.kouyamaunyu.co.jp

（乙）http://www.kouyamaunyu.co.jp

令和七年十月十五日

愛媛県大洲市白滝甲二二二番地

（甲）神山運輸株式会社

代表取締役　神山　吏

愛媛県伊予郡松前町大字北川原字塩屋西二〇五四

（乙）株式会社神山トランスポート

代表取締役　豊田　誠志

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社アースホッパー（住所東京都台東区小島二丁目二〇番一一小島ビル）に対して当社の全国のアウトドア施設の会員事業及び関連するマーケティング事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。当社の株主総会の承認決議は、令和七年八月八日に終了しております。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://pioneerwork.co/notice

令和七年十月十五日

東京都台東区小島二丁目二〇番一一小島ビル

株式会社Ｐｉｏｎｅｅｒｗｏｒｋ

代表取締役　後藤　陽一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十五日

埼玉県久喜市上内一六五〇―一

トリアスタ合同会社

代表社員　三浦　勝利

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十五日

東京都葛飾区金町三丁目七番一二号

合同会社Ｈｉｌｌｄｅｎｃｅ

代表社員　岡田　隆喜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十五日

島根県松江市玉湯町湯町三〇〇番地

合同会社愛珠

代表社員　米田　友里

効力発生日変更公告

当社は、令和七年十月十六日予定の吸収分割の効力発生日を令和七年十一月十六日に変更いたしましたので公告します。

令和七年十月十五日

京都市伏見区下鳥羽東芹川町五四番地

京都第一交通株式会社

代表取締役　北浦　歳彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千万円減少し、八千万円とし、減少する資本金のうち全額を資本準備金として、資本準備金の額を三億五千五百八十一万二千四百二十九円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月十八日であり、株主総会の決議は、令和七年十月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十八日

掲載頁　八十八頁（号外第一六六号）

令和七年十月十五日

宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉六―六―四〇

株式会社スーパーナノデザイン

代表取締役　百田　潤二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月十五日

埼玉県所沢市松郷二七二番地の二

有限会社甚五郎

取締役　松村　憲利

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月六日

掲載頁　一三二頁（号外第一二五号）

令和七年十月十五日

千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

イオンネクスト株式会社

代表取締役　バラット・ルパーニ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百四十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十三日

掲載頁　二九五頁（号外第一六八号）

令和七年十月十五日

東京都中央区銀座五丁目一五番一号

ＪＰライネックス南海パーセル株式会社

代表取締役　瀧本　哲也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月十五日

東京都港区麻布十番一丁目二番七号ラフィネ麻布十番七〇一号室

有限会社東北不動産商事

取締役　向田　浩子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月十五日

東京都千代田区麹町一丁目一二番地一号

住友不動産ふくおか半蔵門ビル三階

ＬＷＬホールディングス株式会社

代表取締役　津田敬太郎

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億五千五十四万九十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十五日

掲載頁　一八一頁（号外第一九一号）

令和七年十月十五日

三重県桑名市大字福島九一六番地

エリートクリーニング株式会社

代表取締役　森川　謙作

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三二二万五〇〇〇円、資本準備金の額を一億一三二二万五〇〇〇円減少し、それぞれ一〇〇〇万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十月十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　五十九頁（号外第六十九号）

令和七年十月十五日

東京都江東区有明一丁目一番六号共和物産株式会社有明センター内

株式会社東京ユナイテッドバスケットボールクラブ　代表取締役　家本賢太郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十月三十一日を基準日と定め、同日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、同年十一月七日開催予定の当社の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主及び当該総会の目的事項である剰余金の配当を受けることができる権利者と定めましたので公告します。

令和七年十月十五日

東京都港区港南二丁目一六番三号品川グランドセントラルタワー

Ｋｏｅｉ　Ｇｒｏｕｐ株式会社

代表取締役　岩本　守

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月十五日

東京都墨田区東駒形一丁目五番九号

岡建工事株式会社

代表取締役　岡本　惠子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である内田哲が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十五日

大阪市港区市岡元町一丁目六番一一―五一〇号

Ｓｋｙ　Ｗａｌｋｅｒ　Ｙａｃｈｔ　Ｒｅｎｔａｌ

日本における代表者　内田　哲

投資主総会招集及び基準日設定につき通知公告

令和八年一月二十八日に投資主総会を開催いたします。当該投資主総会において議決権を行使できる投資主を確定するため、規約第十八条第一項の規定により、令和七年十月三十一日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、議決権を行使できる投資主といたします。

令和七年十月十五日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

丸紅プライベートリート投資法人

執行役員　大室　勝秀

限定責任信託終了の公告

当信託は信託行為の定めるところにより終了しましたので当信託に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都千代田区麹町四丁目八番地麹町クリスタルシティ九階

目白四丁目ほがらかリバースモーゲージ限定責任信託

清算受託者　ほがらか信託株式会社

代表取締役　中村　雅男

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億二千八百四十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://snmm.jp/koukoku/chatanhandr/

令和七年十月十五日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

北谷ホテルアンドリゾート特定目的会社

取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和七年十月八日付官報の号外第二二五号五十九頁に掲載されております。

令和七年十月十五日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　ＡＣＰレジデンス特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0106/index.html

令和七年十月十五日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

アジアリビング１特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和七年十月一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

埼玉県深谷市上野台三四三五―三

エナジーウィズ株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　吉田　純也

債権申出の公告（第一回）

当規約型確定給付企業年金は、令和七年九月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都千代田区富士見二―一〇―二

株式会社インターネットイニシアティブ

清算人　西森　大輔